

みどり市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 8 日

みどり市監査委員	天川	洋
みどり市監査委員	須藤	修
みどり市監査委員	宮崎	武

定 期 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和 7 年 9 月 25 日から令和 7 年 12 月 23 日まで

2. 監査対象機関

産業観光部 農林課、観光課（ながめ公園を含む）

3. 監査対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和 7 年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

みどり市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月8日

みどり市監査委員	天川	洋
みどり市監査委員	須藤	修
みどり市監査委員	宮崎	武

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和7年9月26日から令和7年12月23日まで

2. 監査対象機関

競艇事業局 事業課

3. 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和7年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

みどり市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月8日

みどり市監査委員	天川	洋
みどり市監査委員	須藤	修
みどり市監査委員	宮崎	武

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和7年10月1日から令和7年12月23日まで

2. 監査対象機関

会計局

3. 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和7年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月8日

みどり市監査委員	天川	洋
みどり市監査委員	須藤	修

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和7年10月1日から令和7年12月23日まで

2. 監査対象機関

議会事務局

3. 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

4. 監査委員の除斥

議会事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、宮崎武監査委員は除斥した。

5. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

6. 監査の結果

今回の監査は令和7年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。